

第4期品川区地域福祉計画の計画期間について

【計画期間】

- 令和 6 年度から令和 11 年度までの **6年間** とする。

【ポイント】

- 高齢・障害分野の改定のタイミングと一致するため、
一体的な見直しを図ることができる。
- 6 年ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、
PDCA サイクルにより計画の進行管理を行う。

	平成				令和										
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
地域福祉計画	第2期 10年間				第3期 5年間					第4期 6年間					
介護保険事業計画	3年			3年			3年			3年			3年		
障害者計画	9年									6年					
障害福祉計画	3年			3年			3年			3年			3年		
障害児福祉計画				3年			3年			3年			3年		
品川区子ども・若者計画				5年					5年						